破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５号
北海道岩見沢市幌向北１条４丁目560番地62
債務者　太田　一明
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第３６号
北海道岩見沢市幌向北１条４丁目560番地62
債務者　太田ひろみ（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１４６号
岩手県花巻市材木町15番12号
債務者　熊谷　早苗
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０７号
岩手県宮古市宮園９番13号、旧住所千葉県市川市入船14番３―103号　ファースト１
債務者　下野　剛健
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２１１号
盛岡市高松３丁目８番69号　秀風荘102号
債務者　川村志奈子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５５号
福島県喜多方市字３丁目4816番地１　北方屋、前住所福島県喜多方市熊倉町新合字勝本甲2088番地
債務者　塩見　和廣
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
愛知県岩倉市神野町平久田389番地
債務者　今井　奈々
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９０号
愛知県一宮市千秋町小山字北切1040番地10
債務者　日髙　知砂（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２８号
香川県高松市太田下町1629番地４
債務者　宮崎富貴子（旧姓厨子）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４９号
香川県高松市国分寺町国分63番地26
債務者　村上　美香
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２号
福岡県行橋市東泉５丁目31番５号　草場緑丘団地２―５号
債務者　黒土　忠治
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
福岡県行橋市大字草野76番地３　戸田方
債務者　樋口美奈子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
　　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
愛知県豊田市東梅坪町９丁目３番地１　ホワイトプラムビル405号
債務者　大杉智恵美
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
千葉県我孫子市台田４丁目５番20―102号　パストラルハイム２号棟
債務者　山田　　司
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
　　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２０２号
岐阜市住ノ江町２丁目11番地５
債務者　安田　久恵
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６８号
函館市昭和３丁目１番２号　さいわい荘202号
債務者　新岡　峰雄
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
　　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１８５号
函館市本町３番14号
債務者　阿部　信明
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
　　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１８９号
函館市新川町27番６号
債務者　飛田野善之
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
　　函館地方裁判所